



年収の壁対策 「社会保険適用促進手当」について

9月に政府より、パートやアルバイト等で働く人が「年収の壁」を意識しないで働ける環境づくりを支援する「年収の壁・支援強化パッケージ」が発表されました。今回のあおぞらレターでは、年収 106 万円の壁対策の一つである「社会保険適用促進手当」についてご案内いたします。

1. 社会保険適用促進手当とは…

● 社会保険適用促進手当とは

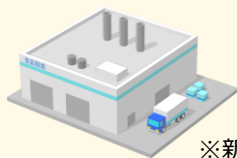
社会保険に加入することで給与等の手取り額が従前より減少する場合に、会社が支給する社会保険料相当額分の給与（手当）が「社会保険適用促進手当」です。

● 効果 「社会保険適用促進手当」の手当額分の社会保険料の免除

● 対象期間 最大 2 年間

● 対象者 以下のすべてを満たす者

- ・社会保険の被保険者が 101 人以上の会社（2024 年 10 月～51 人以上の会社）
- ・標準報酬月額 104,000 円以下
- ・社会保険に加入する（既に参加している）
- ・社会保険適用促進手当が支給されている



※新たに社会保険に加入する労働者がいない事業所でも、既に社会保険に加入している労働者に対して社会保険適用促進手当を支給すれば、手当分を保険料の算定から除くことが可能です。

2. 社会保険適用促進手当の支給イメージ

社会保険の加入	未加入	加 入		【会社】 本来負担すべき社会保険料 16,566 円
		社会保険適用促進手当の 支給なし	社会保険適用促進手当の支給あり (保険料の算定対象としない場合)	
時 給	1,000 円	時給↑ 1,150 円	1,150 円	
報酬(月) 20時間/週 4.3週/月として計算	86,000 円	98,900 円	98,900 円	
本人負担分の 社会保険料(月)	0 円	14,758 円	14,758 円	社会保険適用促進手当 14,758 円 合計 113,658 円
手取り収入(月)	86,000 円	手取り↓ 84,142 円	手取り↑ 98,900 円	差額 1,808 円 会社の負担軽減分
事業主の追加負担	0 円	14,758 円	29,516 円 (手当 14,758 円 + 保険料 14,758 円)	

この支援制度は、会社が社会保険料分の手当を支給したことで、手当相当分の社会保険料が増加することを抑制します。

3. 会社と従業員のメリット/デメリット

	メリット	デメリット
会社	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の就業調整（働き控え）を防げる ・社会保険料負担が若干軽減される 	<ul style="list-style-type: none"> ・手当分と社会保険料の人件費が増加する ・社会保険適用促進手当を受ける人と受けられない人との間で不公平が起こる
従業員	<ul style="list-style-type: none"> ・手取りが減らずに社会保険に加入できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・2 年間に限定されている



会社が人材・労働力を確保するための国の支援制度は、今回の他、キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）もあります。支援を活用する場合は、各支援内容を確認し、利用する上での手続き等も含め、メリット・デメリットを理解して活用を検討してください。